



### 3 業務時間

月曜日から土曜日の午前9時から午後5時まで

日曜日、祝日、年末年始は休日となります。（※年末年始：12月29日から1月3日）

### 4 相談窓口

#### ①千葉市あんしんケアセンター松ケ丘

(1) 電話番号 043-420-8325

(2) FAX番号 043-264-8655

#### ②千葉市あんしんケアセンター松ケ丘白旗出張所

(1) 電話番号 043-308-9811

(2) FAX番号 043-265-8111

③相談受付時間 午前9時から午後5時まで

### 5 事業の目的

事業対象者に対し、状態の改善及び要介護状態になることをできる限り防ぎ、住み慣れた地域で、自立した生活が送れるように支援することを目的に、保健、医療、介護サービス及び地域の活動等を総合的かつ効果的に利用できるように、連携、調整等を行います。

### 6 当法人のサービスの方針

事業の提供にあたっては利用者の意思及び人格を尊重し常に利用者の立場に立って提供される介護予防支援及び介護予防ケアマネジメントが特定の種類または特定の事業者により不当に偏る事が無いよう公平中立に実施する

### 7 提供する介護予防支援及び介護予防ケアマネジメントの内容

介護予防支援及び介護予防ケアマネジメントは、自立支援に資するように行い、利用者が住み慣れた地域で、自立した生活を継続できるように支援します。

利用者の興味・関心や生活上の困りごとを把握したうえで、利用者の「したい」「できるようにになりたい」と思う具体的な生活を実現するための目標志向型の計画を作成します。

#### (1) 介護予防支援・介護予防ケアマネジメントA

##### ①介護予防支援・サービス計画書の作成

1. 事業者は担当職員に介護予防サービス・支援計画書の作成に関する業務を担当させます。
2. 利用者の自宅に訪問して本人との面接により、生活上の困りごとや目標とする生活等について聞き取りを行います。
3. 当該地域におけるサービス事業者等に関するサービスの内容、利用料等の情報を適正に利用者またはそのご家族に対して提供し、利用者とその家族は、複数の指定居宅サービス事業者等を紹介するよう求める事が出来ます。また、住民等による地域の活動等についても

併せて情報提供し、利用者にサービスの選択を求めます。

利用者とその家族は、以下の2点について、事業者に対して求めることができます。

- ・複数の指定居宅サービス事業者等を紹介するよう求めること。
- ・ケアプランに位置付けた居宅サービス事業者等の選定理由の説明を求めること。

4. 利用者について、その有している生活機能や健康状態、置かれている環境等を把握したうえで、利用者及びご家族の意欲及び意向を踏まえて、利用者が現に抱えている問題点を明らかにするとともに、利用者が自立した日常生活を営むことができるように支援すべき総合的な課題を把握します。
5. 利用者が目標とする生活、専門的観点からの目標と具体策、利用者及びそのご家族の意向を踏まえた具体的な目標、その目標を達成するための支援の留意点、利用者及びサービス事業者等が目標を達成するために行うべき支援内容並びにその期間等を記載した介護予防サービス・支援計画書の原案を作成します。
6. 以下の事項を利用者や事業者との間で共有するため、サービス担当者会議を行います。
  - ・利用者の課題、生活機能向上の目的、支援の方針、支援計画等を協議すること。
  - ・介護予防サービス計画におけるサービス提供事業所等の役割を共有すること。なお、サービス担当者会議では、利用者やその家族の同意があれば、テレビ電話等での実施が可能です。
7. 介護予防サービス・支援計画書案に位置づけられたサービス等について、保険給付または地域支援事業の対象となるかを区分したうえで、サービスの種類、内容、利用料等について、利用者又は家族に説明をし、同意を得た後、利用者又は家族に対し、介護予防サービス・支援計画書を交付します。  
なお、利用者の利便性の向上やサービス事業者の業務負担軽減のため、介護予防サービス・支援契約書や重要事項説明書等、書面で行うものについて、電磁的記録（データ）を使用して利用者や家族に説明・同意を行う場合があります。

## ②介護予防サービス・支援計画書作成後の便宜の供与

1. 介護予防サービス・支援計画の実施状況の把握を行い、介護予防サービス・支援計画書の変更、サービス事業者等との連絡調整その他の便宜の提供を行います。
2. 介護予防サービス・支援計画に位置付けた支援の期間が終了する時は、介護予防サービス・支援計画の達成状況について評価します。
3. 利用者及びご家族と継続して連絡を行い、介護予防サービス・支援計画の実施状況の把握を行います。また、少なくとも3月に1回並びに利用者の状況に著しい変化があった時は、利用者の自宅に訪問し、利用者へ面接を行います。
4. 必要に応じて、要介護認定等必要な援助を行います。
5. 訪問介護事業所（ヘルパー）等から、利用者の口腔に関する問題や服薬状況、ケアマネジャー自身が把握した利用者の状態等のうち必要な情報を、利用者の同意を得たうえで、主治医に提供します。
6. 主治の医師又は歯科医師から意見をj得て介護予防サービス・支援計画書を作成した場合は、

その介護予防サービス・支援計画書を主治の医師又は歯科医師に交付します。
③介護保険施設の情報提供等
利用者が居宅において日常生活を営むことが困難となったと認められる場合、または利用者が介護保険施設への入所を希望する場合には、介護保険施設の情報提供、その他の援助を行います。

(2) ケアマネジメントC (初回のみ介護予防ケアマネジメント)

①ケアマネジメント結果案の作成
<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 事業者は担当職員にケアマネジメント結果案の作成に関する業務を担当させます。</li> <li>2. 利用者の自宅に訪問して本人との面接により、生活上の困りごとや目標とする生活等について聞き取りを行います。</li> <li>3. 本人と共に生活の目標を設定し、セルフマネジメントでの「社会参加による介護予防」につなげるための、ケアマネジメント結果案を作成します</li> </ol>
②介護予防サービス・支援計画書作成後の便宜の供与
利用者及びご家族に対する継続した連絡は行いません。利用者の状態が変化した場合等により、利用者からの相談があった場合に、あんしんケアセンターによるケアマネジメントに移行します。

8 業務の委託 (ケアマネジメントCを除く)

- (1) あんしんケアセンターは利用者の同意を得たうえで、利用者に提供する介護予防支援または介護予防ケアマネジメント業務の一部を指定居宅介護支援事業者に委託することができるものとします。
- (2) 利用者は、委託した指定居宅介護支援事業者の変更を申し出ることができるものとします。

9 利用者負担金

- (1) 介護予防支援及び介護予防ケアマネジメントの利用料は下表のとおりですが、原則とし利用者の負担はありません。  
ただし、介護予防支援については、介護保険料の滞納等により介護保険被保険者証に支払方法変更の記載がある場合には、利用料として下表の金額が自己負担となる場合があります。
- (2) 担当職員が通常のサービス提供地域をこえる地域に訪問・出張する必要がある場合には、その交通費 (実費) の支払いが必要となります。

ケアマネジメント類型	内 容	単位数	金 額 (月額)
介護予防支援 または ケアマネジメントA	ケアマネジメント費	442単位	4,884円
	初回加算	300単位	3,315円
	委託連携加算 (※)	300単位	3,315円
ケアマネジメントC	ケアマネジメント費	270単位	2,983円
	初回加算	300単位	3,315円

※あんしんケアセンターが居宅介護支援事業所にケアマネジメントを委託する際、居宅介護支援事業所と適切な情報連携等を行った場合に、利用者1人につき初回に限り算定される加算を指します。

## 10 契約期間

- (1) この契約の期間は、利用者が要支援認定者の場合には、令和 年 月 日から要支援認定有効期間満了日とします。ただし、要支援認定有効期間満了日の30日前までに利用者から契約終了の申し出がない時は、この契約は同一の条件で次の要支援認定の有効期間の満了日まで更新されるものとし、その後も同様とします。
- (2) 利用者が事業対象者の場合には、事業対象者として認定された日から起算して1年を経った月の末日までとします。ただし、契約期間満了日までに更新を行わない旨の意思表示をしない場合、この契約はさらに同一の条件で1年間更新されるものとし、その後も同様とします。

## 11 契約の終了

- (1) 次の各号のいずれかに該当する場合には、この契約は終了するものとします。
  - ①利用者が介護保険施設等へ入所したとき。
  - ②利用者が要介護認定を受けた場合や要支援認定、事業対象者として認定されなくなったとき。
  - ③下記(2)及び(3)の事由により、この契約が解除されたとき。
  - ④利用者が事業者であるあんしんケアセンターの担当圏域外に転居したとき。
  - ⑤利用者が死亡したとき。
- (2) 利用者は、事業者に対し、いつでもこの契約の解約を申し入れることができます。

この場合には、契約終了を希望する30日前までに、口頭または書面にて事業者等に通知するものとします。

また、以下の各号に事業者が該当する場合には、直ちにこの契約を解約することができます。

  - ①正当な理由なく介護保険法等の関係法令及び契約書に定めた事項を遵守せずにサービスの提供を怠ったとき。
  - ②守秘義務に違反したとき。
  - ③事業者の指定の取り消しまたは破産等により業務を継続する見通しが困難または不可能となったとき。
- (3) 事業者は、利用者が以下の事項に該当する場合には、30日以上予告期間をもってこの契約を解除することができます。
  - ①介護予防支援及び介護予防ケアマネジメントの提供にあたり、利用者が心身の状況及び病歴等の重要事項について故意にこれを告げず、または不実の告知などを行い、その結果、この契約の目的を達成することが不可能と判断したとき。
  - ②利用者が、故意または重大な過失により事業者若しくは担当者の生命・身体・財産・信用

等を傷付け、またはこの契約を継続し難いほどの背信行為を行った場合。

## 1 2 秘密保持

- (1) 事業者は、業務上知り得た利用者及びその家族に関する情報については、利用者または第三者の生命、身体等に危険がある場合など正当な理由がある場合を除き、契約中及び契約終了後、第三者に漏らしません。
- (2) 事業者は、担当職員その他の従業員であった者が、正当な理由がある場合を除き、その業務上知り得た利用者またはその家族の情報を漏らすことのないよう、必要な措置を講じます。
- (3) 事業者は、あらかじめ文書により利用者の同意を得た場合には、利用者にサービスを提供するサービス事業者との連絡調整その他必要な範囲内で、同意した者の個人情報を用いる事が出来る。

## 1 3 損害賠償

事業者は、この契約の履行に当たり、利用者の生命・身体・財産に損害が発生した場合は、速やかにその損害を賠償します。ただし、当該損害について事業者等の責任を問えない場合はこの限りではありません。

## 1 4 苦情受付

- (1) 苦情・相談受付窓口（担当者）社会福祉士
- (2) 連絡先 千葉県あんしんケアセンター松ケ丘 TEL:043-420-8325  
千葉県中央区高齢障害支援課介護保険室 TEL:043-221-2198  
千葉県保健福祉局地域包括ケア推進課 TEL:043-254-5293

## 1 5 その他

利用者が病院などに入院する場合は、入院時に、利用者の事業所の担当者（担当ケアマネジャーの氏名や連絡先を入院先にお伝えてください。

介護予防支援・介護予防ケアマネジメントの提供にあたり、事業者は契約書及び本書面に基づいて重要事項の説明をしました。

令和 年 月 日

指定介護予防支援事業所

住 所 千葉市中央区星久喜町 1162-71  
名 称 千葉市あんしんケアセンター松ヶ丘  
代表者職氏名 管理者 小柳 光代

事業者 \_\_\_\_\_

説明者 \_\_\_\_\_ 印

介護予防支援及び介護予防ケアマネジメントの利用にあたり、上記のとおり説明を受け、同意しました。

利用者氏名 \_\_\_\_\_

(※自署または記名押印)

代理人または立会人 \_\_\_\_\_

## 介護予防支援及び介護予防ケアマネジメント 個人情報使用同意書

私及びその家族の個人情報については、次に記載するところにより必要最小限の範囲内で使用することに同意します。

### 1 使用する目的

介護予防サービス・支援計画書の作成（変更）及びこれに沿った円滑なサービス提供のために実施されるサービス担当者会議、介護支援専門員や事業者及び関係機関との連絡調整等において必要な場合。

### 2 使用する事業者の範囲

指定介護（予防）サービス事業者及び介護保険外サービス事業者の担当者、主治医及び医療機関の担当者、並びに介護予防支援及び介護予防ケアマネジメントに協力が必要な地域の行政機関や民生委員等の関係機関（団体）の担当者（利用者の介護予防支援及び介護予防ケアマネジメントに協力が必要な関係者に限る）。

### 3 個人情報の内容

- (1) 氏名、住所、連絡先、健康状態、病歴、家庭状況等、事業者が介護予防支援及び介護予防ケアマネジメントを行うために最小限度必要な利用者または家族に関する情報。
- (2) 認定調査票、主治医意見書、介護認定審査会による判定結果・意見。
- (3) その他必要な情報。

### 4 使用にあたっての条件

- (1) 個人情報の提供は必要最小限とし、提供にあたっては関係者以外の者に漏れることのないよう細心の注意を払うこと。
- (2) 緊急を要すると判断した場合は、必要最低限の個人情報を上記以外の者に提供することは差支えない。その場合は、相手方に対して、関係者以外の者に漏れることがないよう厳重に注意を促すとともに、速やかに利用者に対して報告すること。
- (3) 事業者は、個人情報を使用した会議、相手方、内容等について記録しておくこと。
- (4) 介護予防支援及び介護予防ケアマネジメント利用契約書第6条に基づく業務委託をした場合は、委託した居宅介護支援事業者においても個人情報を取り扱えることとする。

### 5 使用する期間

介護予防支援及び介護予防ケアマネジメント利用契約書に定める期間と同様とする。

令和 年 月 日

(あて先)

事業者 千葉県あんしんケアセンター松ケ丘

(利用者) 住 所 \_\_\_\_\_

氏 名 \_\_\_\_\_

(※自署または記名押印)

(代筆者) 住 所 \_\_\_\_\_

氏 名 \_\_\_\_\_

(続柄 \_\_\_\_\_ )

(利用者家族) 住 所 \_\_\_\_\_

氏 名 \_\_\_\_\_

(続柄 \_\_\_\_\_ )